

平成 27 年度 事業計画

基本方針

近年、ADR・筆界特定制度など我々隣接法律専門職としての、土地家屋調査士の役割・責務は増大している。

それに応えるためには、自助努力による資質の向上と社会に貢献するための使命感を養うことが大切である。

あわせて、土地家屋調査士の社会的認知度向上と、他士業との連携を図ることも必要になる。

よって下記の事業を実施し県民の期待に添うように努力する。

事業活動

- (1) 会員研修の実施
- (2) 社会貢献活動及び出前講座等の実施
- (3) 支部活動への指導・育成・協力
- (4) 会則・規則等の整備
- (5) 認定土地家屋調査士の活動環境整備
- (6) 無料相談会の開催
- (7) 情報公開への対応(ホームページの充実)
- (8) 会報等の発行
- (9) 広報活動の推進
- (10) 新入会員研修への参加
- (11) 関係官公署及び甲府地方法務局との交流推進
- (12) 顧問との交流活動の推進
- (13) 他士業との交流活動の推進
- (14) 公益社団法人山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活動に対する協力
- (15) 日本土地家屋調査士会連合会・関東ブロック協議会への協力